図 1

東京都

納付金の金額

標準保険料率

を算定

を決定

町村がそれぞれで国民健康保険を運

保険税収入などにより都に納めま準等に応じた納付金を、市区町村は 内全体で医療費を公平に支えあうた 定的に行うことができるようになり め、市区町村の医療費水準や所得水 ●市は都に納付金を納付 都内全体で医療費をまかない、

> 都は市の医療給付に 必要な費用の全額を交付

> > 率を示す

標準保険料

付金を

な制 費が急増したときなどの支払いを安 療費を支えあう)ことで、市は医療 ●都は市の医療給付に必要な費用を 全額を市に交付する(都内全体で医 東京都が医療給付に必要な費用の 度にするの

4月からの新しい国保財政制度のしくみ

小平市

標準保険料率

を参考に、国

保税額を決定

どのように持続可

政運営に加わって、東京都と都内すす。そこで4月からは、東京都が財 営することが難しくなってきていま うしくみに変わりました。 べての市区町村で医療費を負担しあ

被保険者

国保税を

国保税を

険の加入者が減って保険税収入が少 なくなっています。そのため、市区 を支えあいます 東京都が運営に加 方で、地域によっては国民健康保 高齢化が進み医療費が年々増える 都内全体で制度

めます。 率は東京都が示した標準保険料率と 標準保険料率を参考に保険税率を決 率が、都から毎年示され、市はこの 大きな差があり、この差を一般会計 を、一般会計からの繰入れ(赤字) 表1のとおり、現在、小平市の税 に頼ることなくまかなった場合の税

あるべき住民負担が明らかに ●都が標準保険料率を示すことで、 医療費などの国民健康保険の支出

りました。いる国民健康保険

(国保)

は、

4月から東京都と都内すべての

市区町村が共同で支えあうしくみに変わ

民皆保険を将来にわたり持続可能なものとするために、各市区町村がそれぞれ主体となり運営して

問合せ

保険年金課☎042

(346) 9529

お願いします。 心がけましょう。ご理解とご協力を とりが健診を受診するなど、健康に られています。 上がることにつながります。一人ひ 医療費の増加は、標準保険料率が

険者証(保険証)は、これまでどおり市の窓口で受け付けます。被出、保険給付の申請は、これまで 法も変わりません。また、 り使用できます。 保険税額の決定や徴収も市が引き続 保険給付の申請は、これまでど 民健康保険の加入・脱退の (保険証) は、これまでどお 医療機関の受診方

からの繰入れ(赤字)で補っていま

保財政健全化計画の策定と、赤字の東京都の運営方針により、市は国 段階的な削減・解消を求め

険証は変わりませ

平成30年度の小平市の標準保険料率(あるべき住民負担)

		東京都が示した 標準保険料率	小平市の税率	標準保険料率 との差
医療保険分	所得割額	7.14%	5.51%	-1.63%
	均等割額	40,621円	23,700円	-16,921円
後期高齢者 支援金分	所得割額	2.34%	2.05%	-0.29%
	均等割額	13,259円	11,400円	-1,859円
介護保険分	所得割額	1.95%	1.55%	-0.40%
	均等割額	14,555円	15,500円	945円

き行います。

7月中旬に簡易書留で発送します。 保険年金課☎042(346)9538



※ジェネリック医薬品を希望する方 は、被保険者証に同封している希望 シールを、文字にかからない所に貼 ってください。

